富山県民会館 利用料金の減免・割引一覧

令和5年5月8日現在

1					は相づ十つパコロが圧
施設		減免·割引項目(※1)	減免·割引率(※2)	その他の条件	提出いただく書類 <mark>(※3)</mark>
ホール	減免	学校等が主催する文化芸術に関する 行事【本公演あり】 ・満18歳以下の子供 ・満65歳以上の高齢者 ・障害者 いずれかの方が出演(参加)	施設利用料金×30% (附属設備は除く)	・県(県教委)の後援または 共催事業であること	・県(県教委)の後援または共催承認書[写]・減免申請書
	減免	空き日を活用した文化芸術に関する 行事【本公演あり】 利用日前3ヶ月以内の申込み	施設利用料金×50% (附属設備は除<)	・県(県教委)の後援または 共催事業であること	・県(県教委)の後援または共催承認書[写] ・減免申請書
	減免	空き日を活用した <u>練習</u> などの文化芸術に関する活動 利用日前2ヶ月以内の申込み	施設利用料金×70% 附属設備料金×50%		・減免申請書
	割引	<u>冬期(1月~2月)</u> のご利用	施設利用料金×30% (附属設備は除<)		(不要)
展示室	減免	空き日を活用した文化芸術に関する 活動 利用日前3ヶ月以内の申込み	施設利用料金×50% (附属設備は除<)		·減免申請書
	割引	<u>冬期(1月~2月)</u> のご利用	施設利用料金×50% (附属設備は除<)		(不要)
	割引	<u>一部を利用</u> (区画利用)	施設利用料金 ×(利用区画/7区画)	・4/7区画までの利用に 対して適用する(5/7区 画以上は全室利用扱い)	(不要)
美術館	減免	空き日を活用した文化芸術に関する 活動 利用日前3ヶ月以内の申込み	施設利用料金×50% (附属設備は除<)		·減免申請書
	割引	お盆時期(8/13~16) のご利用	施設利用料金×30% (附属設備は除<)		(不要)
ギャラリー	減免	空き日を活用した文化芸術に関する 活動 利用日前 <u>3ヶ月以内の申込み</u>	施設利用料金×50% (附属設備は除く)	・会議利用には適用しない ・展示利用のときは営利目 的の場合でも適用する	·減免申請書
	割引	<u>冬期(1月~2月)</u> のご利用	施設利用料金×50% (附属設備は除<)	・会議利用も適用する	(不要)
会議室 茶 室 邦舞室 練習室		文化教室 (年間24回以上のご利用)	施設利用料金×10% (附属設備は除<)	・文化教室の開講に関する 諸条件については別途案内	·減免申請書
306号室 402号室 703号室		大会議室との併用 (301・302・401・611・701号室の うち、1室以上と併用)	施設利用料金×50% (附属設備は除<)	・割引対象が複数の場合、 適用は1室のみ(最も料金 の高い会議室に適用) ・304号室と併用する場合 は割引不可	(不要)
305号室	割引	304号室との併用	施設利用料金×50% (附属設備は除<)	・304号室と併用する場合の み適用(他の会議室と併用 する場合は割引不可)	(不要)
401号室 茶 室 邦舞室	割引	夜間利用(18~22時)	施設利用料金×50% (附属設備は除<)		(不要)

※ゴールデンウィーク期間に利用する場合の料金の割引は、令和5年度をもって終了しました。

- (※1) 原則として、各項目の併用利用はできません。
- (※2) 9~22時<u>以外</u>の時間に対して [減免…適用する 割引…適用しない]
- (※3) 減免を受けるときは、申請書を必ず提出してください。
- ・利用料金減免申請書の様式は、当館ホームページ(https://www.bunka-toyama.jp/kenminkaikan/download/index.html)から ダウンロードできます。
- ・その他不明等詳細につきましては、当館受付(TEL:076-432-3111 e-mail:service@kenminkaikan.com)までお問合せください。